

(平成14年2月1日 内水委第71-1号)

リュウキュウアユ採捕承認取扱要領

沖縄県内水面漁場管理委員会指示13第1号（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱は次によるものとする。

（承認の対象）

第1 委員会指示2(3)の委員会が特に認めた者とは、リュウキュウアユを移殖等により保護のために採捕しようとする者をいう。

（承認申請）

第2 リュウキュウアユの採捕承認を受けようとする者は第1号様式により沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）あて提出しなければならない。

（承認証の交付）

第3 委員会はリュウキュウアユの採捕を承認したときは、第2号様式によりリュウキュウアユ採捕承認証を交付する。

（承認内容の変更）

第4 承認を受けた者が承認の内容を変更しようとするときは、遅滞なく第3号様式によりリュウキュウアユ採捕承認変更申請書を提出しなければならない。

（承認証の再交付）

第5 承認を受けた者が、承認証を亡失又はき損したときは、遅滞なく第4号様式によりリュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（採捕尾数）

第6 リュウキュウアユの採捕承認における尾数は資源の状況等を考慮し、試験研究機関、試験研究者及び増殖を行っている団体等の意見を聴いて決定する。

（採捕状況の報告）

第7 承認を受けた者が、委員会指示4に基づき提出する報告書は、第5号様式によるものとし、試験研究目的の採捕の場合は、研究成果の概要報告書を添付しなければならない。

（付則）

この要領は、平成14年2月1日から施行し平成17年1月31日までとする。